



環 廃 第 363-3 号
平成 29 年 10 月 23 日

静岡県森林組合連合会代表理事会長 様

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長

不法投棄撲滅月間及び不法投棄防止統一パトロールの実施について（周知依頼）

日頃から、県の環境行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

本県では、不法投棄防止の取組を強化するため、毎年 12 月を「不法投棄撲滅月間」に定めており、その一環として、例年実施している「不法投棄防止統一パトロール」を下記のとおり実施いたします。

つきましては、貴会員の皆様に不法投棄撲滅月間の取組を周知いただくとともに、貴会におかれましても、実施目的を御理解の上、不法投棄防止に係る取組について、検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、本県が実施する不法投棄防止統一パトロールへの参加を希望される場合は、別紙により 11 月 6 日(月)までに廃棄物リサイクル課あて、電子メール又は FAX で御報告願います。

また、愛鷹山、裾野市、御殿場市、富士市及び富士の森林組合には、富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議構成員として、別途、通知していますので御承知おきください。

記

1 概要

廃棄物不法投棄の早期発見及び未然防止を図るため、健康福祉センター、富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、市町及び住民監視組織等が、担当地区のパトロールを一斉に実施する。

2 日時

平成 29 年 12 月 1 日（金）午前

3 留意事項

- (1) 当日の予定の詳細は、後日、所管の健康福祉センターから連絡します。
- (2) 小雨の場合には実施する予定です。雨天時の実施の有無は、当日、所管の健康福祉センターまで御確認ください。

4 連絡先

健康福祉センター名	課 名	電 話	F A X
賀茂健康福祉センター	環 境 課	0558-24-2053	0558-24-2169
東部健康福祉センター	廃棄物課	055-920-2058	055-920-2194
中部健康福祉センター	環 境 課	054-644-9288	054-644-4471
西部健康福祉センター	環 境 課	0538-37-2248	0538-37-2603

担 当 不法投棄対策班 飯田
電話番号 054-221-3810
F A X 054-221-3553
E-mail hai@pref.shizuoka.lg.jp

平成 29 年度不法投棄防止統一パトロール参加予定者報告

担当者名 : _____

電話番号 : _____

機関名	職 名	氏 名	連絡先(電話)

※提出期限：平成 29 年 11 月 6 日（月）まで

※提 出 先：廃棄物リサイクル課

メールアドレス	FAX
hai@pref.shizuoka.lg.jp	054-221-3553

平成 29 年度不法投棄防止統一パトロール実施要領

1 目的

12 月の不法投棄撲滅月間における取組として、富士山麓を中心とする不法投棄防止統一パトロール（以下「パトロール」という。）を実施することによって、廃棄物の不法投棄等を早期に発見するとともに、不法投棄に対する一般県民や事業者の意識の高揚を通じて不法投棄の未然防止を図り、生活環境の保全に努めることを目的とする。

2 実施日時

平成 29 年 12 月 1 日（金）午前

3 役割分担

(1) 関係健康福祉センター

賀茂、東部、中部及び西部の健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）は、市町、（公社）静岡県産業廃棄物協会会員及び住民監視組織等と協力し、担当地域においてパトロールを実施する。

また、各管内市町が設定するパトロールコースを取りまとめ、各コースに対し、班の編成を行う。

班の編成については、健康福祉センターが各管内市町と調整する。なお、原則として 1 市町につき 1 班を編成し、1 班の人数は 2～7 名程度とする。ただし、範囲が広く、パトロールコースが複数ある等、1 市町につき 2 班以上を要する場合はこの限りではない。

(2) 富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議構成員

富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議構成員は、東部健康福祉センター、市町及び住民監視組織等と協力し、担当地域においてパトロールを実施する。

実施に当たっては、東部健康福祉センターが実施箇所等の調整を行う。

(3) 廃棄物リサイクル課（不法投棄撲滅対策本部員）

廃棄物リサイクル課は、健康福祉センターが実施するパトロールに参加するとともに、政令市に対して、同日のパトロール実施を呼びかける。

また、県警及び海上保安部へ協力を依頼し、ヘリコプターによる上空からのパトロール及び船舶による海上パトロールを実施する。

なお、その他の不法投棄撲滅対策本部員は、健康福祉センターが実施するパトロールに参加する。

4 当日の実施方法

- (1) 集合場所：班ごとに決められた集合場所（後日、健康福祉センターから連絡）
- (2) コース：班ごとに決められたコース（後日、健康福祉センターから連絡）

- (3) パトロール：車両によりコースを巡視し、必要に応じて徒歩により探索する。
不法投棄を発見した場合は、その位置及び廃棄物の種類・量を確認し、併せて写真撮影をする。
- (4) 結果報告：各班はパトロール終了後、実施結果を健康福祉センターに報告する。
健康福祉センターは各班からの報告を取りまとめの上、午後1時までに廃棄物リサイクル課に報告する。
- (5) 中止の決定：原則、小雨決行とする。ただし、大雨、暴風等荒天時には、班ごとにパトロール実施の可否を判断し、中止した場合には速やかに健康福祉センターへ連絡する。

5 注意事項

実施に際しては、交通事故等の防止に十分配慮すること。